

肉用牛繁殖経営農家の皆様へ

平成22年5月

肉用牛繁殖経営支援事業が**スタート**します！

肉用子牛の四半期毎の平均売買価格が発動基準を下回った場合に、新たな支援交付金が交付されることとなりました。
(詳しくは裏面を！)

事業の対象者・対象子牛

- ① 肉用子牛生産者補給金制度の契約者であり、
- ② 補給金制度の個体登録が行われている肉用子牛（販売又は自家保留された肉用子牛）が対象です。

対象品種・発動基準

対象品種	黒毛和種	褐毛和種	その他の肉専用種
発動基準	38万円	35万円	25万円

事業への参加申し込みが必要です

支援を受けるためには、補給金制度に加入のほか、この事業への参加申込書の提出が必要です。

詳しい内容は、お近くの指定協会か農協等へお問合せ下さい。

alic 独立行政法人農畜産業振興機構
社団法人全国肉用牛振興基金協会
指定協会(都道府県肉用子牛価格安定基金協会)



～肉用牛繁殖経営支援事業の仕組み～

いつ支払われる？

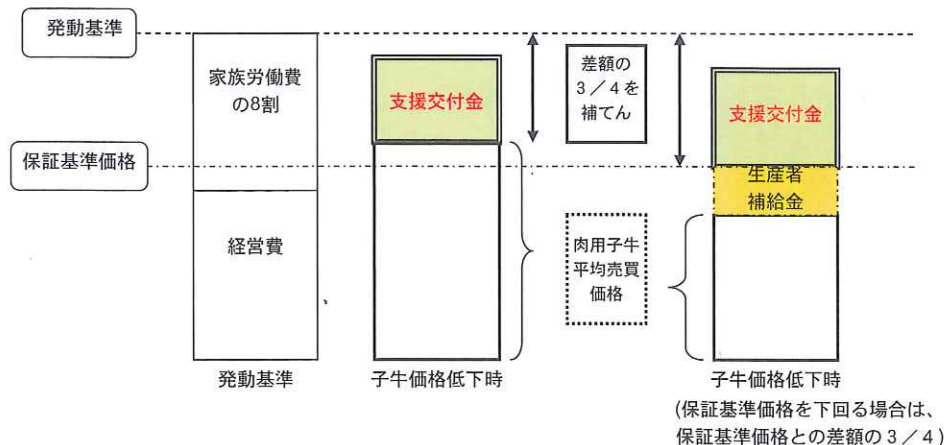
四半期毎に公表される肉用子牛の全国の平均価格が、発動基準を下回ったときです。

対象となるのは？

その四半期に販売又は自家保留された肉用子牛(品種は表面対象品種を参照)が対象です。

支払方法は？

肉用子牛の全国の平均価格と発動基準の差の3/4が支援交付金として、補給金と同じ時期(四半期ごと)に支払われます。



肉用子牛生産者補給金制度への加入について

肉用子牛生産者補給金制度への加入手続きはいつでも可能ですので、農協等を通じて指定協会(肉用子牛価格安定基金協会)と「肉用子牛生産者補給金契約」を結んで下さい。法人であっても一定の条件を満たせば加入できます。



事業に関する問い合わせは指定協会(都道府県肉用子牛価格安定基金協会)又は農協等へ